

待機児童・子ども支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和2年3月16日

情報連絡事項	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について	2

(教育委員会)

待機児童・子ども支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

件名	内容	日時及び場所	PRの方法								
<p>1 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について</p> <p>[所管課] 子ども施設指導・支援担当課</p>	<p>今年度、私立認可保育所45施設に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>検査結果等の詳細は、【別紙】の通り。</p> <p><参考> 指導検査の結果については、検査基準に基づき、下記の3区分で指導を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="427 958 954 1594"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 958 555 1012">区分</th> <th data-bbox="555 958 954 1012">形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1012 555 1205">文書指摘</td> <td data-bbox="555 1012 954 1205">支援法関連法令に違反とする場合等に、問題点について指摘した文書を通知するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1205 555 1397">口頭指導</td> <td data-bbox="555 1205 954 1397">支援法関連法令以外の法令や国通知に違反する場合等に、問題点を口頭で指摘するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1397 555 1594">助言指導</td> <td data-bbox="555 1397 954 1594">法令や国通知には違反しないが、保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	形態	文書指摘	支援法関連法令に違反とする場合等に、問題点について指摘した文書を通知するもの。	口頭指導	支援法関連法令以外の法令や国通知に違反する場合等に、問題点を口頭で指摘するもの。	助言指導	法令や国通知には違反しないが、保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。		
区分	形態										
文書指摘	支援法関連法令に違反とする場合等に、問題点について指摘した文書を通知するもの。										
口頭指導	支援法関連法令以外の法令や国通知に違反する場合等に、問題点を口頭で指摘するもの。										
助言指導	法令や国通知には違反しないが、保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。										

令和2年3月16日

私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について（令和元年度）

今年度、私立認可保育所に対して実施した、子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。

※ 下記事項とは別に、1園指摘事項を追加する可能性がある（東京都と協議中）。

1 検査対象

私立認可保育所45園（内訳：都区合同8園、区単独37園）

2 検査結果

（1）文書指摘【支援法関連法令に関する違反等】

- ア 重要事項の掲示を行っていなかった：8件
- イ 重要事項に関する運営規程を定めていなかった：1件
- ウ 業務（園）日誌が未作成であった：1件
- エ 前期末支払資金残高を超える金額を法人本部会計に繰り入れていた：1件

（2）口頭指導【支援法関連法令以外の法令や国通知に関する違反等】

（主なもの）

- ア 職員の配置申請内容について一部適正でない部分があった（職員異動届の区への提出漏れ等によるもの）：15件
→ 所管の子ども施設整備課から委託費の返還を請求
- イ 財務諸表を園に備え付ける等の要件を満たさずに委託費を弾力的に運用していたなどの、委託費の使用・運用に関する不備：4件

（3）助言指導【法令や国通知には違反しないもの】

（主なもの）

- ア 事故の記録に治癒までの経過及び保護者対応等の記載がなかった：14件
- イ 延長保育を担当する保育士資格を有しない職員に関する、園での発令等手続きや研修受講等の要件に関する不備：6件

3 検査結果の通知及び周知

- ・ 各園に対して検査結果を通知し、全体説明会で周知を行う。
- ・ 区ホームページにて公表を行う。

4 今後の方針

結果を踏まえ、重要事項、職員の配置申請、延長保育担当職員に関する手続き等を中心に、所管課と連携して周知・徹底を図る。